

一般社団法人 日本スクエアダンス協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本スクエアダンス協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(単位団体及び支部)

第3条 当法人の社員総会の定めるところに従い、当法人の目的に賛同するスクエアダンス愛好者によって結成された団体を単位団体という。

2 当法人は、理事会の定めるところに従い、必要な場所に支部を設置することができる。

3 当法人の支部は、複数又は単一の単位団体と理事会の定める複数の個人の組合せにより、適宜構成される。

(目的)

第4条 当法人は、社会教育及び学校教育の場におけるスクエアダンスの普及振興を通じ、広く国民及び地域の生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、もって国民の生涯にわたる健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、全国各地で次の事業を行う。

(1) 広くスクエアダンスの普及を図ること

(2) スクエアダンスの特質を活かし、社会教育及び学校教育への支援、高齢者や障がい者への支援を行うこと

(3) スクエアダンスの愛好者の資質の向上及び地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の指導者の育成を図ること

(4) スクエアダンスに関する各種の調査研究を行うこと

(5) 国内外のスクエアダンス愛好者及び関連組織との交流協力を深めること

(6) 地方公共団体及び関連する団体との連携協力を進めること

(7) その他当法人の目的達成に必要な活動を行うこと

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第7条 当法人には、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社員 及び 会員

(会員の種別)

第8条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人に入会した単位団体
- (2) 普通会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人のために特に功労のあった個人で、理事会の推挙により社員総会で承認された者

(入会)

第9条 当法人の正会員、普通会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書によって入会の申込みをし、理事会が、社員総会の定める入会基準に合致するものとして承認したときに、それぞれの種別の会員となり、正会員は、一般法人法上の社員となる。

- 2 名誉会員は、理事会の推挙に基づく社員総会の承認決議に対する本人の承諾により直ちに入会する。

(入会金及び会費等)

第10条 正会員、普通会員及び賛助会員は、それぞれ社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。
- 3 既に納入された入会金及び会費は、返還しない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会に所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、第21条第3項に定める社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当定款その他当法人の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により、会員を除名するときは、決議に先立ち、当該会員に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(社員・会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費が納入されなかったとき
- (2) 単位団体又は賛助会員たる団体が解散したとき
- (3) 普通会員又は賛助会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 総社員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が、前3条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただ

し、未履行の義務は、免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納めた入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(社員名簿)

第15条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会の種類及び構成)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 社員総会は、社員である正会員をもって構成する。
- 3 社員総会における議決権は、各正会員につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、一般法人法に定める事項及びこの定款に定める事項のほか、次の事項を決議することができる。

- (1) 単位団体としての資格要件を含む入会承認の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 社員たる正会員を含む会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 常勤の役員報酬の額、役員等に支弁すべき費用に関する事項
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、その会議に付すべき事項、日時場所を記載した書面をもって、開催日の14日前までに会長が招集する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数 及び 決議)

第21条 社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を

有する社員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって予め議決権を行使した者及び他の社員を代理人として議決権を代理行使した者は、当該社員総会に出席したものとする。

- 2 法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散、合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) 長期借入金の借入れ
 - (7) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第22条 議決権の代理行使及び書面による議決権の行使については、社員総会において、別に定める。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(通知)

第24条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全社員に通知する。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席社員のうちから2名以上の者が記名押印した上、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員)

第26条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上25名以内
- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、4名以内を代表理事とし、そのうち1名を会長とし、その余を副会長及び常務

理事の内から置くことができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事又は事務局の職員等の使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、理事又は他の監事の配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限等)

第28条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、当法人を代表し、その業務を執行するほか、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順序により会長の職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事以外の理事であって、理事会の決議により当法人の業務を執行する理事として選定された者は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 当法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事が次の各号に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の

2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他理事又は監事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会の決議を経て報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益)として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項の報酬等及び費用については、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額による。

(執行理事)

第33条 当法人は、理事会の決議により執行理事を置くことができる。

- 2 執行理事の職務等については、理事会が別に定める執行理事会規程に基づくものとする。

(名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与)

第34条 当法人の目的を達成するために必要があるときは、名誉総裁並びに名誉会長1名、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

- 2 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、社員総会が定める基準に従い、理事会の決議を経て、任期を定めて会長が委嘱する。
- 3 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は、必要に応じて会長に助言することができる。
- 4 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができ、その額については、第32条第3項所定の基準による。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 当法人の内部規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 上記のほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、予め理事会において定めた順序に従い、副会長が議長となる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に特別の定めがある場合を除き、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議 及び 報告の省略)

第41条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印の上、これを保存する。

第6章 資産 及び 会計

(資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第44条 当法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の財産をもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第45条 当法人の資産は、当法人の目的を達成するため善良の管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 資産管理の方法は、理事会の決議により定める。

(基本財産の処分制限)

第46条 当法人の基本財産は、処分することができない。ただし、当法人の事業遂行上やむを得ない事情があるときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、その一部に限り、譲渡・交換若しくは担保に供し、あるいは、運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第47条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画 及び 収支予算)

第49条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第51条 当法人が借入れをしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経なければならない。

(事業報告 及び 決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、(3)から(5)の書類については、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告(会員の異動状況を含む。)
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細
- (5) 財産目録

2 前項記載は、主たる事務所に10年間、支部に3年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(剰余金の配分)

第53条 当法人は、剰余金の配分を行うことはできない。

(収支差額の処理)

第54条 当法人の収支決算に収支の差額があるときは、理事会の決議及び社員総会の承認を受けて、その差益の全部又は一部を基本財産に編入し、又は、その差損を繰り越すことができる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員の欠如、合併(合併により当法人が消滅する場合)、破産手続開始の決定及び裁判所の解散命令によるほか、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(設置)

第58条 当法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は、会員のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから委員長が選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び主要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開 及び 個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(理事会への委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別な利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関し、特別な利益を与えることができない。

第64条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

この規程の施行日及び改定日は次のとおりとする。

制定日	平成22年2月22日
認証・施行日	平成22年3月25日
改定日	平成26年6月22日
改定日	平成30年6月24日
改定日	令和4年(2022年)6月26日

改定履歴

改定年月日	改定内容・改定理由	総会決定日
平成 22 年 2 月 22 日	・ 定款制定	平成 22 年 2 月 22 日
平成 22 年 3 月 25 日	・ 定款認証	
平成 26 年 6 月 22 日	・ 第 33 条 名誉会長を追加。 ・ 第 41 条 「出席した」の文言追加	平成 26 年 6 月 22 日
平成 30 年 6 月 24 日	・ 第 3 条第 3 項 「当法人の」及び「理事会の定める」の文言追加 ・ 第 4 条 「社会教育及び学校教育の場」を追加 ・ 第 5 条 第 2 項を追加 ・ 第 26 条 第 2 項 「常務理事の代表理事」化を追加 ・ 第 33 条 「執行理事」を追加。以下 項番を修正 ・ 第 33 条 第 2 項 「執行役員会規程」を「執行理事会規程」に名称変更 ・ 第 37 条 第 3 項 「以外」の誤記を「以内」に修正 ・ 第 44 条 第 2 項(1)を削除。以下 項番を修正 ・ 第 53 条 「剰余金の配分」を追加。以下 項番を修正 ・ 第 11 章 「附則」の設立当初に係る条項を削除。以下 項番を修正	平成 30 年 6 月 24 日
2022 年 6 月 26 日	・ 第 26 条 第 1 項 「15 名以上」を「7 名以上」に修正	2022 年 6 月 26 日